



盛岡市プレスリリース

～子どもたち一人一人に、自立して社会で生きていくための
基礎を育む学校教育～

令和4年10月21日
盛岡市教育委員会事務局
学校教育課

市政記者クラブ加盟社 各位

令和5年度における盛岡市立高等学校入学者 選抜の基本方針について

このことについて、別紙により実施することといたしました。
なお、本件にかかわる問い合わせについては、盛岡市教育委員会学校教育課までお願いします。

記

○添付資料 令和5年度における盛岡市立高等学校入学者選抜の基本方針

担 当

学校教育課

指導主事 山内 浩

TEL: 019(651)4110 [内線 7349]

FAX: 019(637)8122

Email: h-yamauchi@city.morioka.iwate.jp

令和5年度 入学者選抜 基本方針

盛岡市立高等学校

I 入学者選抜における学科・募集定員・選抜区分・通学区域

- 1 普通科と商業科のいずれの科においても推薦入学者選抜と一般入学者選抜を行うものとし、それぞれの選抜方法による募集定員は次のとおりとする。

学科・コース名		募集定員			
		定員	推薦入学者 選抜	一般入学者 選抜前期	一般入学者 選抜後期
普通科	特別進学コース	35名	10名	*1	10名
	普通コース	160名	65名	*2	
商業科		80名	40名	*3	
合計		275名	115名		10名

- *1 普通科特別進学コースの一般入学者選抜前期募集定員は、定員（35）から推薦入学者選抜の合格者数及び一般入学者選抜後期（10）を減じた人数とする。
- *2 普通科普通コースの一般入学者選抜募集定員は、定員（160）から推薦入学者選抜の合格者数を減じた人数とする。
- *3 商業科の一般入学者選抜募集定員は、定員（80）から推薦入学者選抜の合格者数を減じた人数とする。

- 2 普通科の通学区域は次のとおりとし、通学区域外の者は第1学年定員の100分の15の範囲で入学を許可することができる。

盛岡市、滝沢市、八幡平市のうち大更、岩手郡雫石町、紫波郡矢巾町、
宮古市のうち平成21年12月31日における下閉伊郡川井村の区域

- ※ ただし、次の(1)、(2)に該当する者は、学区の制限を受けず出願できる
- (1) 二次募集により入学しようとする者
- (2) 保護者の住所等を考慮してやむを得ないと理由があると認められた者

II 推薦入学者選抜

1 応募資格

次の(1)～(4)の全てに該当する者

(1) 岩手県内の中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部(以下「中学校」という)を令和5年3月に卒業する見込みの者、若しくは令和4年3月に卒業した者

又は、令和5年3月に卒業する見込みの者、若しくは令和4年3月に中学校を卒業した者のうち、東日本大震災津波の被災により、岩手県内から県外に転学し、いずれか一方に該当することを盛岡市教育委員会が認めた者

(2) 本校に合格した場合、学力調査を受け、入学を確約できる者

(3) 本校の教育を受けるに足る能力・適性を持つ者

(4) 本校で示す推薦基準を満たしている者

2 実施方針

(1) 次のア～ウの区分により、盛岡市立高等学校の特色を生かしつつ生徒の個性を重視した選抜を行う。

ア 推薦A (学業推薦)

イ 推薦B (スポーツ推薦)

ウ 推薦C (一芸推薦)

(2) 学科及びコースごとの各区分の募集定員は以下の表のとおりとする。

学科・コース名		ア 推薦A (学業)	イ 推薦B (スポーツ)	ウ 推薦C (一芸)	合計
普通科	特別進学コース	10名			10名
	普通コース		55名	10名	65名
商業科		5名	30名	5名	40名
合計		15名	85名	15名	115名

※ただし、学区外からの普通科への合格者数は25名以内とする。

(3) 岩手県立高等学校の推薦入学者選抜と同一日程で行う。

(4) 岩手県立高等学校の推薦入学者選抜との併願は認めない。

(5) 前2項に関し必要な事項は、岩手県教育委員会と協定を締結したうえで取り扱うものとし、その事務は教育長の専決処理事項とする。

(6) 推薦B又は推薦Cにおいて、次のとおり第2志望を出願することができる。

第1志望	第2志望
普通科・普通コース	商業科
商業科	普通科・普通コース

※推薦Aについては、第2志望は認めない。

Ⅲ 一般入学者選抜

1 応募資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者

- (1) 令和5年3月に中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部（以下「中学校」という）を卒業する見込みの者
- (2) 中学校等を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

2 実施方針

- (1) 学科の特色を考慮しながら、その教育において必要とされる能力・適性等を学力検査、面接（後期のみ）及び調査書により総合的に判定して行う。
- (2) 普通科特別進学コースで前期入試と後期入試を実施する。
- (3) 普通科特別進学コースの後期入試を除き、岩手県立高等学校の一般入学者選抜と同一日程で行う。また、学力検査は岩手県立高等学校入学者選抜の学力検査と同一問題を使用する。
- (4) 普通科特別進学コースの後期入試は、岩手県立高等学校の二次募集と同一日程で行う。
- (5) 岩手県立高等学校の一般入学者選抜との併願は認めない。
- (6) 前3項に関し必要な事項は、岩手県教育委員会と協定を締結したうえで取扱うものとし、その事務は教育長の専決処理事項とする。
- (7) 令和5年3月7日（火）に実施する検査（本検査）を、やむを得ない事情により受検できない者に対して追検査を行う。ただし、本検査を一部でも受検した者は追検査の対象とならない。
- (8) 次のとおり第2志望を出願することができる。

第 1 志 望	第 2 志 望
普通科・特別進学コース	普通科・普通コース
普通科・普通コース	商業科
商業科	普通科・普通コース

Ⅳ 二次募集

一般入学者選抜において、合格者が募集定員に満たない場合は、二次募集を行うことができる。ただし、普通科特別進学コースは、二次募集を行わない。二次募集の実施方法は、岩手県立高等学校の実施方法に準じて行う。

Ⅴ その他

この基本方針に定めるもののほか、盛岡市立高等学校の入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。